

●教育委員会体罰根絶アクションプランの取組状況（市尼対象取組抜粋）

令和5年4月1日時点

項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性	取組状況			これまでの主な取組内容及び今後の課題等	備考 (これまでの総合教育会議等での指摘・意見等)
		取組済	一部取組済	検討中		
<b>1 体罰が発生する背景・組織風土の課題</b>						
(1) 体罰に関する教員の意識、体罰を起こしたこと、体罰を起こした後の対応	③教育委員会及び学校版部活動方針の策定等	高校における体罰等の根絶方針等の必須事項を含め部活動方針を新設すること、中学校では既に策定されている部活動方針に、学校における部活動の意義等を盛り込むこと	○		市立立尼崎高等学校部活動方針を策定し、文化部を含めた部活動単位の部活動方針も策定した。 (今後の課題) 今後も継続的に部活動の代替わりの際などにおいて、部活動指導方針の見直しや点検を図り、議論のまとめで示されている盛り込むべき事項の例①～④の内容についても含めていくよう取り組んでいくとともに、顧問と生徒が話し合う機会を設けるなど主体的に生徒が作成に携われるよう取り組んでいく。 職員会議や顧問会議、クラブ代表者会議、新1年生に対する部活動紹介等で教職員及び生徒へ周知する。また、保護者への周知については、保護者会や書面の送付を通じて行う。入学希望者に対しては、オープンハイスクール等において立尼崎高等学校の部活動方針を説明し、体育科説明会の個別ブースにおいて部活動単位の部活動方針の説明を行う。さらに、学校のHPにおいても掲載して地域に情報を開く。	・議論のまとめにおいて求められている内容が含まれているか ・教職員や生徒に周知されているか ・単なる作成や周知ではなく、「理解」されているか ・生徒の主体性が発揮されているか
	④各部活動単位の部活動方針の策定等	教育委員会及び各学校が策定した「部活動の活動方針」を踏まえ、各部活動単位においても「部活動の方針」を策定等	○			
<b>3 学校の危機管理から見た課題</b>						
(1) 学校の危機管理体制の課題整理	①各学校緊急対応マニュアルの見直し(「傷病者」の定義の記載含む)と周知徹底・提示	各学校で作成している緊急対応マニュアルを部活動にも対応した内容に見直しするとともに、「傷病者」の定義について、共通理解できるようにマニュアル整備すること。また、全教職員に対し研修実施など、活用できる体制整備を行う。	○		「市立立尼崎高等学校危機管理対応マニュアル」を策定し、全職員間で共有し、管理職への連絡・相談・報告を徹底しているとともに、職員室やプール、体育館などの生徒が活動している見やすい場所に掲示している。事故報告書については、委員会に上げるべき内容や、救急搬送の有無についてを周知し、一人で判断しない体制づくりを強化している。	・作成だけで終わらず、備えるべき場所に備え付けられているか
<b>4 教育現場への支援体制の充実</b>						
(3) 萎縮防止等のためのサポート・相談体制	②「いくしあ」と連携した取組の充実及びスクールソーシャルワーカーの積極的活用	「いくしあ」内の発達相談支援や、福祉関係部局との連携、スクールソーシャルワーカーの積極的活用により、児童生徒の理解に悩む教員への理解増進への支援等	○		令和3年度からSSWを配置し、いじめ対策委員会やカウンセリング委員会に参加するとともに、必要な生徒については随時ケース会議を開き、担任だけでなく学年部、部活動顧問等と連携して事案への対応を行っている(令和4年度実績:カウンセリング委員会での相談件数は54件、ケース会議の回数はのべ11回、カウンセリングを受けた生徒はのべ46人)。その他にも、校務支援システムを通して担任との情報共有を行っている。特別な支援を要する生徒については、特別支援委員会を開き、どのような支援が高校において可能か検討し、教育委員会事務局等と連携しながら事案への対応を行っている。	・どのようなケースで関わり、どれぐらいの案件に関わっているのか等の進捗確認
<b>5 スクールガバナンスと部活動</b>						
(1) 学校管理職によるガバナンスの強化について	②管理職が部活動の状況を把握出来る仕組みづくり	管理職等による部活動の定期巡回	○		市尼独自の再発防止策である「立尼崎高校体罰防止システム」にも取組として記載し、職員に周知している。管理職が順次部活動の巡回を行い、部活動顧問との面談を行っている。運動部活動内での生徒指導事案等は、体育科・学年団にも共有し、顧問だけで抱え込まない体制づくりを行っている。	・実施することが目的ではなく、意義を理解したうえで実施すること
		「(仮称)各学校部活動顧問会議」の設置	○		学期に1回程度、顧問会議を開き、外部指導者の配置状況、活動実績、部活動の方向性等について周知し情報共有を図っている(令和4年度実績:1学期5月2日、2学期12月21日、3学期2月12日)。	・実施することが目的ではなく、意義を理解したうえで実施すること
(2) 児童や生徒達から学校管理職(又は教育委員会)に意見が言え、また、生徒主体で部活動の運営を考えることが出来る仕組みづくり	②「(仮称)キャプテン会議」の設置	各部の代表者が集まり定期的に情報交換を図る「(仮称)キャプテン会議」を設け、各部の課題を発見し、生徒による自主的な部活動の改善体制を構築する。	○	⊖	部活動間での情報交換を目的に定期的にクラブ代表者会議(令和4年度は令和5年1月に実施)を開催している。 (参考) 加えて、部活動顧問が同席しない形で、直接管理職(校長)が体育科生徒等と面談を行っている。 ・校長と新クラブ代表者との面談…令和5年3月に実施 ・校長と体育科3年生との面談…令和4年11月～12月にかけて実施	・実施することが目的ではなく、意義を理解したうえで実施すること

項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性	取組状況			これまでの主な取組内容及び今後の課題等	備考 (これまでの総合教育会議等での指摘・意見等)
		取組済	一部取組済	検討中		
(3) 部活動予算や備品等の実態からみたスクールバランスの課題	① 部活動にかかる予算や備品管理の徹底	各部活動における部費の実態を把握するとともに、可能な限り負担を軽減する努力を行いつつ、寄付も含めた会計を透明化すること。(寄付備品を含む)	○	○	部活動に係る予算については、主に「生徒会費」、「クラブ振興会等の会費」、「補助金や教材費、旅費等の市の予算」、「個人負担(保護者会費を含む。)」から成り立っている。生徒会やクラブ振興会はそれぞれの規約等に基づき会費を徴収し、その会費から部活動に係る予算を支出している。これらは一定の規約やルールに基づき執行され、概ね手続は適正に行われていることを確認している。今後も各部活動予算の収支に係る実態の詳細について調査していく。	・部活動で生じる経費を明らかにし、その経費がどこから支出(負担)されているのか(歳入と歳出)明らかにすること
					(その他の取組) ・令和3年11月以降、教育委員・学校・教育委員会事務局が取組内容や手法についてお互いに協議・意見交換を行う場を設ける等、市尼改革に取り組んでいる。また、校長とPTA役員とで市尼改革関連を含めた学校教育活動に関する協議・意見交換を行っている。 ・部活動顧問の委嘱等を含めた校務分掌については、校長が書面(評価・育成シート)の提出及び面談を行ったうえで決定し、部活動顧問については複数の顧問を配置し、技術指導や生活指導等の役割を分担し共有しながら、特定の人に偏らないよう部活動顧問の育成に取り組んでいる。 ・部活動顧問の委嘱等を含めて市尼改革の取組については、管理職が異動となっても文書等で引き継いでいく。	・学校と教育委員会、その他関係団体が一丸になって改革をすすめる必要がある ・校長の権限を明確にし、異動があっても取組みが引き継がれるようにすること
<b>6 開かれた部活動の実現</b>						
(1) 顧問と生徒の閉鎖空間にならないために	① 「(仮称)部活動見学デー」の実施	保護者、進学や入部を目指している児童生徒、地域住民に部活動について理解してもらえよう「(仮称)部活動見学デー」を設ける等の取組を進めること。	○		地域に開かれた学校づくりの取組を推進し、積極的に幼稚園や小中学校、地域住民との交流を図っている。(取組内容については別紙参照) また、令和4年8月に市立高校で最初にコミュニティ・スクールを導入し、地域住民が学校運営に参画するなど地域に開かれた学校づくりを推進している。	-
	② 生徒がスポーツ指導の在り方について考える機会の確保	生徒自身が、スポーツ指導の在り方について考え、提言・発表する機会を作ること。		○	体育科専門科目改編や様々な機器等の導入、無線LANの整備を進め、スポーツを科学的な視点で学び、また自ら課題を設定し、考える「課題解決型学習」を行える新たなカリキュラムと学習環境を整えた。また、新カリキュラムのもと卒業論文について学術的に完成度の高いものとなるよう指導し、学校内外で発表する機会を設ける(日程が整わず実現しなかったが、令和4年度に大阪府立桜宮高校と合同の卒論発表会を計画した)。	-
(2) 市立尼崎高校体育科の教育課程の見直し	① 教育課程の見直し	市立体育科が、将来競技者や指導者としてだけでなくスポーツ関連産業など広くスポーツ振興を担う人材を育成する学科となるよう、単に、自分の専門とする競技に関する技能を運動部活動で伸ばすだけでなく、スポーツの振興を担うに足る必要な幅広い知識と技能を学ぶことができるような教育課程を編成すること。 また、実技に偏らず、体罰によらない科学的な指導法を学ぶための基礎的な科目(例えば、コーチング論やスポーツ安全、運動生理学など)を体系的に配置し、かつ、生徒が自分で調べまとめ発表する機会を確保するなど、教育内容・方法のいずれの観点からも工夫すること。		○	体育科の専門科目について、①スポーツを文化的、社会的視点で学ぶ、②様々なスポーツの特性を学ぶ、③スポーツを科学的視点で学ぶ、④スポーツの理論と実践を融合する、の4つの視点から見直し、社会に開かれた、課題解決型の学習を展開している。また、体育科専門科目改編に伴い、新たに様々な機器等の導入や無線LAN環境の整備等を行った。さらに、大阪体育大学と高大連携協定を締結し、スポーツを科学的な視点から学ぶための特別講座等を実施するほか、大阪府立桜宮高等学校と友好連携協定を締結し、改革事例を先進事例として取り入れ、生徒の交流、教育及び研究活動に関すること等に取り組む、学校改革を進めている。	・目的どおり新カリキュラムが施行されているか(単なる部活動になるのではなく座学と実技が融合されているか)
<b>7 部活動等と保護者との適切な関係について</b>						
(1) 部活動と保護者との適切な関係づくり	① 不祥事等発生時の保護者への適正な対応	「保護者の意向」を隠れ蓑にして、不祥事をなかったことにするような判断は断じて許されない。	○		市立尼崎高等学校危機管理対応マニュアルに則り、管理職への迅速な報告と事故対応時における保護者への丁寧な説明を心がけ、組織的に対応している。	-
	② 進路指導の生徒の自主性の尊重	部活動顧問が進路指導に関与していることによって、部活動における顧問と生徒・保護者との主従関係が固定化されることは望ましくなく、生徒の主体性を重視した進路指導など、進路指導の方針を学校としてしっかりと定め、組織的に進めていく必要がある。		○	進路指導においては、1年時より、担任による夏季休業中の三者面談や保護者会等を通じて、生徒の希望及び保護者の意向を十分にくみ取った上で、部活動顧問だけでなく、学年担当者および進路指導部と連携しながら進路決定を行っており、また1年時からの進路希望調査や模擬試験時の進路希望調査を通じ、学年全体で生徒の進路希望を把握するとともに、進路講演会等によるキャリア教育を通じ生徒が主体的に進路選択できるよう導いている。 特にスポーツ推薦については、本人の意志を尊重することを基本に、これまでの進路指導の手続きに加え、今後、推薦者の決定にあたっては、管理職や学年主任、進路指導部長等をメンバーとする進路指導委員会で推薦者を事前に協議し、校長が決定する。	・部活動の成績不振や人間関係によって退学や転向を余儀なくされていないか ・進路決定が顧問のみで決められていないか